

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

刈谷市長

次のとおり申告(報告)及び申請をします。

納税(申告・報告)義務者

所有者

住所又は所在地〒-

(フリガナ)氏名又は名称

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 電話番号

所有者に同じ

住所又は所在地〒-

(フリガナ)氏名又は名称

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 電話番号

所有者に同じ

住所又は所在地

(フリガナ)氏名又は名称

電話番号

申告の理由

新規

変更

☐購入

☐譲受け

☐転入

☐その他

☐所有者

☐使用者

☐住所

☐標識番号

☐その他

() ()

種別

原動機付自転車

小型特殊自動車

☐第一種 一般 (0.05L又は0.6kW以下)

☐第一種 一般 (0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)

☐第一種 特定 (0.6kW以下)

☐第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下)

☐第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下)

☐ミニカー

☐農耕作業用

☐その他

()

標識番号

納税義務発生年 月 日

令和 年 月 日

旧標識番号

所有形態

1. 自己所有
5. その他 ()

2. 所有権留保

3. 商品車

4. リース車

主たる定置場
※()内は旧主たる定置場所
の市町村名を記入

1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ()

2. 刈谷市 ()

車名

型式及び年式

原動機の型式

車台番号

型式認定番号

総排気量又は定格出力

長さ

幅

最高速度

最高出力

190cm以下

60cm以下

20km/h以下

4.0kW以下

cm

cm

km/h

kW

販売渡証明書

上記 原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡をしたことを証明します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

備考

☐ 標識弁償金

☐ 他市町村確認(車両・住民登)

☐ 他市町村標識交付証明書

☐ 他市町村廃車証明書

☐ 他市町村標識回収

☐ 課税物件異動通知書

年 月 日 (No.)

受付

確認

※ 記載に際しては、裏面の記載要領をご参照ください。

※ 刈谷市に住民登録がない場合は、住民票が必要です。

※ 廃車済の原付等を再登録する場合は、廃車証明書が必要です。(転入・譲受け・本人が再登録)

※ 刈谷市以外の標識が付いた原付等を譲り受けた場合又は前市町村で標識を返納しないで転入した場合は、標識及び標識交付証明書をご持参ください。
(標識交付証明書がない場合は、手続に時間がかかることがあります。)

※ 以下職員記入欄

本人確認 : マイナンバーカード 運転免許証 在留カード その他()

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□（チェック欄）のいずれか1つのみにレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合には1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ該当箇所の□（チェック欄）にレまたは数値を記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。
- ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・ オートマチック・トランスミッション(AT)その他のクラッチ操作を要しない機構がとられていること。